

町名地番変更 Q&A

Q 町名地番変更はいつ、決まったのか？

A 令和元年12月の議会で承認されました。

Q 郵便番号は変更されるのか？

A 新たに追加される郵便番号は次のとおりです。

壺丁目東	〒362-0082
壺丁目西	〒362-0084
壺丁目南	〒362-0083
壺丁目北	〒362-0081

今泉四丁目（〒362-0047）、向山五丁目（〒362-0045）は従来どおりの郵便番号です。

Q 住所変更後、旧住所のあて先で書かれた郵便物はいつまで届くのか？

A 上尾郵便局より、旧住所のあて先で書かれた郵便物は1年間配達できるとお返事をいただいております。

Q 「住居表示のお知らせ」はがきが足りない場合、追加でもらうことはできるか？

A 市役所総務課（048-775-4963）、大谷支所（048-781-0121）、大谷北部第四土地区画整理組合（048-795-7666）までお問い合わせください。

Q 急ぎの手続きが必要なものはあるか？

A 身分証明書としているものは、早めに手続きをお願いします。

また、会社・各種法人の本店・支店（主たる事務所・従たる事務所）の所在地の変更登記については、本店は変更日以降2週間以内、支店は変更日以降3週間以内の期限となりますのでご注意ください。「会社・法人等の変更登記の手引き」に手続きの内容が記載されていますのでご参照ください。

Q パスポートの住所変更の申請は必要か？

A 手続きの必要はありません。パスポートの最終ページの「所持人記入欄」の現住所等は、ご自身で訂正してください。ただし、修正液は使用しないようご注意ください。

Q 「住所等変更証明書」が不足した場合、追加でもらえるのか？

A 市役所（総務課・市街地整備課）・大谷北部第四土地区画整理組合事務所で交付（無料）します。申請の際は、本人確認書類の提示が必要となります。

なお、代理人が証明書の発行を申請する場合は委任状が必要となります。

Q 住所等変更証明書は何に使うのか？

A 次の各種手続きに必要です。

「住所等変更証明書」が必要な手続き	受付窓口及び連絡先
運転免許証の住所の変更	埼玉県警察運転免許センター TEL 048-543-2001(代表) 鴻巣警察署を除く県内の警察署
軽自動車の車検証の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所 TEL 050-3816-3110
自動車・オートバイ(125cc超)の車検証の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	関東運輸局埼玉運輸支局 さいたま市西区大字中釘 2154-2 TEL 050-5540-2026 (検査・登録ヘルプデスク)
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 上尾市内の土地・建物等については下記 さいたま地方法務局 上尾出張所 上尾市大字西門前 753 番地 1 TEL 048-771-0239
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	
会社・各種法人の本店・支店(主たる事務所・従たる事務所)の所在地の変更登記	本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局 支店(従たる事務所)が変更になる場合、その管轄法務局
代表者等の住所の変更登記	

Q 「本籍変更証明書」は何に使うのか？

A 運転免許証の本籍変更の手続きに使用します。受付窓口は、埼玉県警察運転免許センター、県内の警察署(鴻巣警察署を除く)となります。

Q 車検証の住所変更には、新たな車庫証明は必要ではないのか？

A 保管場所の位置が変わらなければ、車庫証明書は必要ありません。「住所等変更証明書」を添付すれば手続き可能とのことです。

Q 事務区及び自治会長数は増えるのか？

A 事務区はこれまでどおり壺丁目区、今泉区、向山区のままです。よって自治会長数も現状のままです。

Q ごみの収集日・集積場所は変わるのか？

A 変更はありません。

Q 小・中学校の通学区域は変更になるのか？

A 変更はありません。